入　札　公　告

[単体及び経常JV対象工事用]

総合評価一般競争入札（事後審査方式）

［電子契約対象工事］

［一括審査方式対象工事］

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお本件は総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の2件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事の入札である。入札にあたっては、本公告5(1)、５－２、７、９（４）に留意すること。

公告日 ： 令和4年5月23日

茨城県土浦土木事務所長　　大石　直人

1　担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県土浦土木事務所		
(2) 住所	〒300－0815　茨城県土浦市中高津3－11－5		
(3) 担当及び連絡先	契約 契約課	担当 電話	田中 029－822－4341
	工務 道路整備第一課	担当 電話	沼田 029－822－4343

2　対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	03国補地道第03-03-180-0-009号 地盤改良工事（その1）
(2)路河川名及び工事場所	野田牛久線 つくばみらい市下小目地内
(3)工事概要	地盤改良工事　L＝34．0m 多重管高圧噴射攪拌工法 改良径Φ2000、改良長5．8m　N＝52本 改良径Φ2000、改良長5．2m　N＝28本 改良径Φ2000、改良長5．1m　N＝18本 改良径Φ2000、改良長5．0m　N＝30本
(4) 工期	180日間
(5) 建設工事の種類（業種区分）	土木一式工事
(6) 予定価格	金　147,356,000 円（消費税及び地方消費税10%を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り ~~本工事は、施工実績等に加え、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易Ⅰ型）の工事である。~~ 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易Ⅱ型）の工事である。
	~~無し~~
(8) 最低制限価格	~~設定する~~
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）

本工事の工種（数値的判断基準関連）	
	機械設備工事
	電気設備工事
○	その他工事

	~~設定しない~~
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り 本工事の入札は、次の2件の同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① 03国補地道第03-03-180-0-009号　　地盤改良工事（その1） ② 03国補地道第03-03-180-0-010号　　地盤改良工事（その2） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加することができない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	~~無し~~

(11) その他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
	~~特に無し~~

3　競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	ア	茨城県建設工事入札参加資格審査要領（平成7年度茨城県告示第473号）に基づき、一般競争参加資格の認定を単体として受けている者であること。
	イ	土　木　一　式　工　事 について、（令和3・4年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級またはA等級であること。
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	ア	茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種又は類似工事について、元請として施工したもののうち、平成24年4月1日から令和4年3月31日の期間に竣工した実績があること。 （共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） ①同種工事とは、施工深度5m以上の高圧噴射工法による軟弱地盤改良工事とする。 ②類似工事とは、中層又は深層混合処理工法による軟弱地盤改良工事とする。
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア	本工事への専任配置について 要　（本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ及び5(5)参照） ~~不要　（専任を要しない他工事との兼任を認める）~~
	イ	1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。
	ウ	建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（　土　木　一　式　工　事 に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
	エ	建設業許可における営業所の専任技術者について アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることは認めない。 ~~アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。~~ ~~(ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。~~ ~~(イ) 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。~~ ~~なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。~~
	オ	建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1項に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経営業務の管理責任者等」という。）について アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。 ~~アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。~~
	カ	直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上※の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。 ※災害復旧工事の場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。
	キ	現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない）。ただし、建設業法第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)及び5(5)参照） ~~アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。~~
	ク	本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第2号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする。 なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。 （2(7)において総合評価方式を適用が「有」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する） なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。 特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（3名まで）」は、「複数3名まで（建設業法26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下「管理技術者補佐」という。）を含まない。」に、上記「開札後から契約までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

	ケ　特例監理技術者の配置について ~~本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。~~ 本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。 （1）監理技術者補佐を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。 （3）監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （4）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。（災害復旧工事の場合は、雇用関係があるものであること。） （5）同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。 （6）特例管理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。 （7）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。 （8）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 （9）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 ~~（10）特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（「維持工事」とは、24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事をいう。）~~
(4) 営業所の所在地	土浦土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）~~又は営業所（支店等）~~があること。
(5) 建設業許可	土木一式工事　について、特定建設業の　許可を受けていること
(6) 経営事項審査	土木一式工事　について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	ア　対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。 イ　受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。 ※ 詳細については、入札公告（共通編）による。 設計業務等の受託者：（株）建設技術研究所、川崎地質（株）
(8) 共通事項	入札公告（共通編）による。

4　設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
(2) 設計図書に関する質疑	ア　設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・ 質疑受付期間 令和4年5月23日　～　令和4年6月6日　（休日を除く） いずれも　9時から17時　まで ・ 提出先 ：担当部局 ・ 回答閲覧期間 令和4年5月23日　～　令和4年6月14日　（休日を除く） いずれも　9時から17時　まで イ　アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、茨城県土浦土木事務所に於いて閲覧に供する。 ・ 質疑受付期間 令和4年5月23日　～　令和4年6月6日　（休日を除く） いずれも　9時から17時　まで　（正午から13時までを除く） ・ 書面の提出先 ：担当部局に同じ。 FAX番号　029－821－9212　Email:urado02@pref.ibaraki.lg.jp ・ 回答閲覧期間 令和4年5月23日　～　令和4年6月14日　（休日を除く） いずれも　9時から17時　まで　（正午から13時までを除く）
(3) 現場説明会	実施しない。

５　競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」（様式第2号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第1号）については、電子入札システム(※)により申請すること。 なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、「特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）」をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、様式第2号の（5）には特例監理技術者となる者を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※：Word形式でファイルを作成後、TIFファイルで提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体（書留郵便）により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。 （電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア　受付開始　：　令和4年6月2日　（木）　9時00分 イ　締　切　：　令和4年6月6日　（月）　17時00分　（必着） ※：休日は申請を受け付けない。
(3)申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第2号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること） イ　５－2(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ　競争参加資格確認資料（様式第2号）2／2面　作成要領2(1)～(3)の資料 エ　必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） オ　特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）　特例監理技術者の配置を予定する場合のみ カ　電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている工事がある場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア　この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること((3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ　他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ　イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※：郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 （1）兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること。 （　　つくばみらい市　　） （2）兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 （3）建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。 （4）本工事、兼務する工事、及び他の工事の現場代理人でないこと。 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体により申請（提出)すること）。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告（共通編）による。

５－２　総合評価方式に係る技術資料

2(7)において、総合評価方式の適用の有無が「有」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア　自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号） イ　工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号） ウ　施工実績評価資料（様式第3号） エ　配置予定技術者評価資料（様式第4号） オ　災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号） カ　地域活動（ボランティア）実績評価資料（様式第7号） キ　企業の新規雇用実績（様式第14号） ク　若手技術者の配置（様式第15号） ケ　登録基幹技能者の配置（様式第16－1号） コ　災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第17号） ~~サ　ICT施工技術の活用計画書（様式第18号）~~ シ　週休2日制工事の施工実績（様式第19号） ス　防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第20号） セ　技術資料の一括提出申請書（別記様式） なお、2(10)の複数工事に参加をする場合、上記ア～セの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。
(2) 提出方法	5(1)に同じ。（5の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	5(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。

(5)技術資料の評価方法等	ア　評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ　評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。 エ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ　その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

６　入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア　受付開始　：　**令和4年6月10日　（金）　9時00分** イ　締　切　：　**令和4年6月14日　（火）　17時00分　（必着）** ※：休日は申請を受け付けない。
(3) 入札金額	ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	すべての工事において、入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※：Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、TIFファイルに変換して提出する。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	**令和4年6月15日　（水）　9時00分　から** **なお、上記日時の開札で決定されるのは、落札候補者のみであり、落札決定（技術資料を審査・評価をして落札者を決定）はおおむね1週間後を予定している。落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効となるため、申請にあたっては配置予定技術者に十分留意すること。**
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	**入札の執行を取り止める。** ~~**有効な入札として取り扱う。**~~
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

７　開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1)提出書類	ア　開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ　アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。 ウ　アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 エ　担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票（紙媒体）の提出も可とする。
(2)留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。 なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

８　技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となった者が提出する資料

(1)提出書類	速やかに、下記の資料をFAX等で発注機関に提出すること。 ・契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が2メガバイト以内）は、事前に電子システムにより提出して差し支えない。

９　その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。 ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 （1）契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に契約課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに契約課まで申し出ること。 （2）契約締結決議終了後、契約課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 建設業担当ホームページメニュー URL：　https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html

(5) 議会の議決	不要	
	~~必要~~	~~この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わな~~
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。	
	~~(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。~~	
(7) 建設リサイクル関連	ア　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。 イ　契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。	
	~~特に無し~~	
(8)火災保険付保険の要否	~~要する~~	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
	~~有り~~	無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	~~有り~~ ア イ	
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。	
(12)その他	・本工事は、「完全週休２日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発注する完全週休２日制促進工事の実施要領」第４条第１項（２）に規定する受注者希望型を適用する。 ・本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。	

１０　その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

①´【特別簡易型（Ⅱ）地域内拠点なし・登録基幹技能者の配置あり・ICT施工技術の活用なし】
03-03-180-0-009

（様式第６号）

評　価　点　の　算　定　方　法　　(1/2)

評　価　項　目	配点	評価基準	評価点
ア　工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第２位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに竣工した茨城県土木部発注の１千万円以上の土木一式工事の工事成績評定点とする。 なお、対象となる工事成績評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。	3.0 点	８０点以上	3.0 点
		７８点以上８０点未満	2.5 点
		７６点以上７８点未満	2.0 点
		７４点以上７６点未満	1.5 点
		７２点以上７４点未満	1.0 点
		７２点未満・対象なし	0 点
イ　企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	1.0 点	同種工事※の実績有り【注１】	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ　配置予定技術者の施工経験 同種工事又は類似工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）または現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	1.0 点	同種工事※の経験有り【注１】	1.0 点
		類似工事※の経験有り【注１】	0.5 点
		上記以外	0 点
エ　優良工事の受賞 茨城県建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。 評価の対象は、平成 29 年度から令和 3 年度における知事表彰又は農林水産部長表彰又は土木部長表彰又は企業局長表彰の受賞とする。	1.0 点	２回以上の受賞有り	1.0 点
		１回の受賞有り	0.5 点
		受賞無し	0 点
オ　優秀主任（監理）技術者の受賞 配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県建設業者表彰）の受賞又は土木部各事務所における優秀主任（監理）技術者表彰受賞の有無により評価する。 評価の対象は、平成 29 年度から令和 3 年度における受賞とする。	1.0 点	知事表彰又は 企業局長表彰の受賞有り	1.0 点
		事務所長表彰の実績有り	0.5 点
		受賞無し	0 点
カ　週休２日制工事の施工実績 茨城県土木部で発注した週休２日制工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は令和 3 年 4 月 1 日から入札公告日までの期間に竣工した「完全週休２日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0 点	履行実績取組証有り	1.0 点
		履行実績取組証無し	0 点
キ　災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの地域貢献の実績及び令和 3 年 8 月に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。 ※夜間：17 時～8 時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0 点	工事箇所の存する市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0 点
		工事箇所の存する市町村における地域貢献の実績有り	2.0 点
		地域貢献の実績有り	1.0 点
		防災訓練等の参加有り	0.5 点
		防災訓練等の参加無し	0 点

評　価　項　目	配点	評価基準	評価点
ク　防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和２年度及び令和３年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0 点	実績有り	1.0 点
		実績無し	0 点
ケ　地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和２年度及び令和３年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和２年度及び令和３年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
コ　企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は，令和２年４月１日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績がある場合とする。 また，評価の対象とする従業員は，入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。 なお，前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点
サ　若手技術者の配置 若手技術者を当該工事における現場代理人または主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象とする若手技術者は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点
		若手技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手技術者の配置無し	0 点
シ　登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録鳶・土工基幹技能者であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。	1.0 点	登録鳶・土工基幹技能者の配置有り	1.0 点
		登録基幹技能者の配置無し	0 点
ス　災害時の基礎的事業継続力の認定 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）の認定の有無で評価する。	1.0 点	認定有り	1.0 点
		認定無し	0 点
合　計	16.5 点		

※競争参加資格の要件に示す同種工事及び類似工事に同じ。【注１】

本件責任者:氏名	連絡先
担　当　者:氏名	連絡先

（別記様式第１号その１）

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

茨城県土浦土木事務所長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者氏名

　　年　　月　　日付けで公告のありました、下記工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

　なお、成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　工 事 名

２　競争参加資格確認資料　（別記様式第２号）

（注）　この様式は、電子入札システムにより申請書を提出しない場合該当。

（様式第２号）

競争参加資格確認資料

入札希望　　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

<table>
<tr><td colspan="3">（１）対象工事に係る総合点数</td><td colspan="2">点</td></tr>
<tr><td colspan="3">（２）対象工事に係る年間平均完成工事高</td><td colspan="2">億円</td></tr>
<tr><td rowspan="10">（３）
同種又は類似工事施工実績</td><td colspan="2">工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">契約金額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　　期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受注形態</td><td colspan="2">単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造形式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">規模･寸法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用機材・数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
特記事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（４）
県工事の施工実績</td><td>工事名</td><td></td><td>契約金額</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td></td><td>工期　　年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="7">（５）
技術者の資格・経験等</td><td colspan="3">現住所　　氏名　　年齢</td></tr>
<tr><td colspan="3">所属会社・勤務課所</td></tr>
<tr><td colspan="3">資格（名称・取得年・登録番号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業所の専任技術者であるか</td><td>（該当）　有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営業務の管理責任者等であるか</td><td>（該当）　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事経歴の概要</td><td>工事名</td><td>発注者名</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td>契約金額</td></tr>
<tr><td>工期　　年　月～　年　月</td><td>当時の役職</td></tr>
<tr><td colspan="3">工事内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">（６）　建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（７）　更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）</td><td>（該当）
有・無</td></tr>
<tr><td colspan="3">（８）　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か</td><td>（該当）
有・無</td></tr>
<tr><td colspan="3">（９）　対象工事に係る許可の種類</td><td>特・般</td></tr>
<tr><td colspan="3">（10）</td><td></td></tr>
</table>

この書類の記載責任者・連絡先
　　商　　号　　：
　　氏名（ふりがな）：
　　所　　属　　：
　　電　話　番　号　：
　　ＦＡＸ番　号　：

（別記様式第２号）　（裏面）

作成要領

１　(1)～(6)には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。

２　特定建設工事共同企業体を対象とした工事を除き、**開札の結果、落札予定者となった者は、直ちに次の書類（競争参加資格の裏付け資料）を提出すること。**ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

(1) 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（(2)において同じ。）

(2) 配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証（＊１）及び監理技術書講習修了履歴（＊２）の写し

・登録内容確認書又は現場代理人及び主任（監理）技術者等選（改）任通知書の写し

＊ 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、 又は変更履歴(裏面)により申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合には、 健康保険被保険者証又は標準報酬決定通知書あるいは住民税特別徴収税額通知書の写しを提出すること。

(3) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

＊　健康保険被保険者証の写しにはあらかじめ記号･番号部分にマスキングを施した状態で提出する。

３　（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　（７）以下の右欄には該当するものに〇印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

６　紙入札方式を承認された者を除き、この様式は電子ファイル※として提出すること。この様式（表面）及び添付書類の容量が２メガバイトを超える場合には、その全てを紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、郵送（書留郵便）又は電子メールにより提出する場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル）をこの様式と併せて電子入札システムにより※提出すること（様式は任意とする）。

(ｱ) 郵送等により送付する旨の表示

(ｲ) 郵送等により送付する書類の目録

(ｳ) 郵送等により送付する書類のページ数

(ｴ) 発送（添付）年月日

※TIF ファイル又は WORD 形式でファイルを作成後テキストファイルで提出する。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

特例監理技術者の配置に関する届出書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

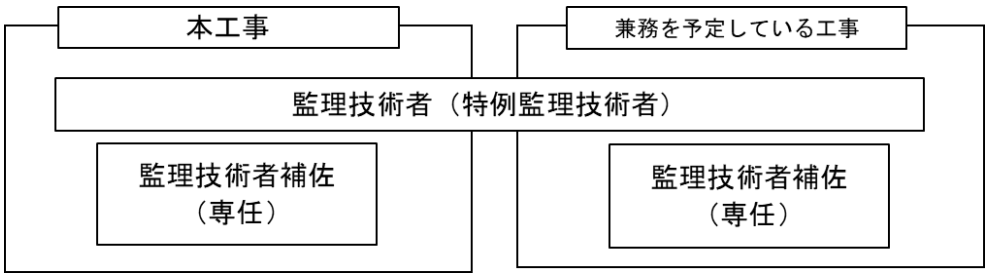

特例監理技術者		氏名	
本工事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所　　氏名　　年齢	
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	（該当）　有　・　無
		経営業務の管理責任者であるか	（該当）　有　・　無
	監理技術者補佐の要件 １又は２を満たすこと	１　一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		①　一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		②　主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
		２　監理技術者の資格要件を満たしている 資格名（名称・取得年・登録番号）：	
	監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と３か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認	
	監理技術者補佐が行う業務内容		
兼務を予定している工事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	（該当）　有　・　無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

郵送による書面の提出方法について

＜入札書＞

紙入札（郵送）により入札書を提出する場合の封筒は、任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんの上、「入札書在中」と朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記するものとする。

○　中封筒（入札書を入れる封筒）

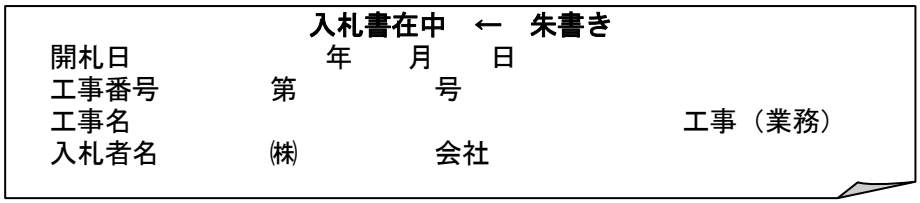

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び連絡担当者の名刺 1 枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きする。

○　表封筒（工事費内訳書、最新の経営事項審査結果通知書の写しを入れる封筒）

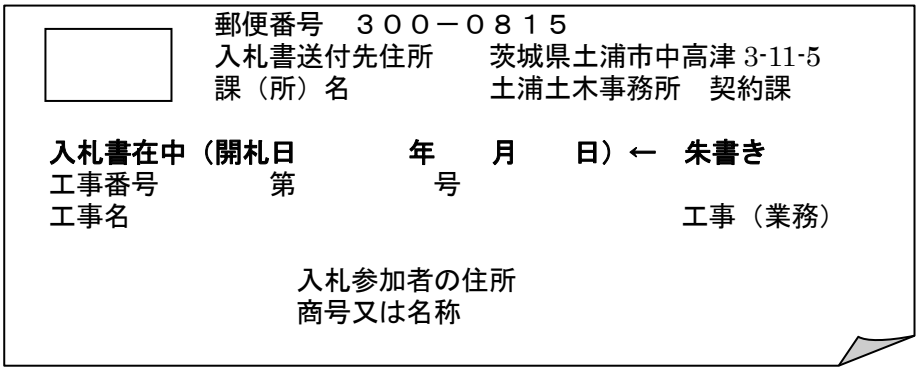

＜辞退届＞

紙入札（郵送）により辞退届を提出する場合の封筒（任意）は、次のとおりとする。

・記名した辞退届を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、「開札日」と「辞退」を朱書きするものとする。

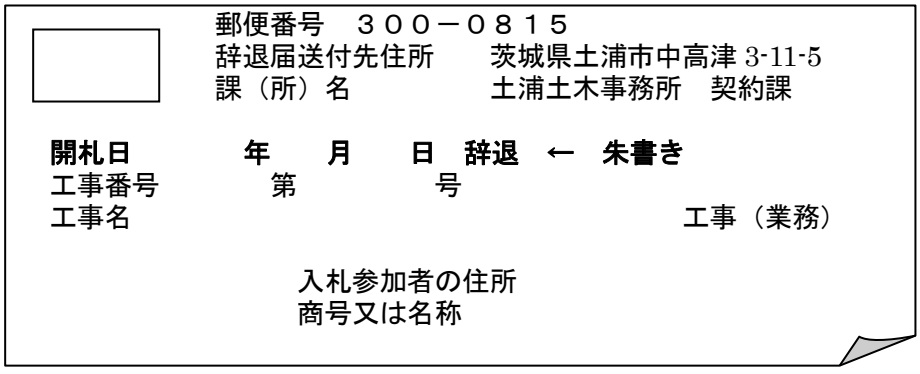

＊　いずれも縦書き・横書きは自由。

本件責任者:氏名	連絡先
担　当　者:氏名	連絡先

紙入札方式参加承諾願

１　案件名称

２　電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、茨城県建設工事等電子入札システムによる電子入札に参加できないため、紙入札方式による参加承諾をお願いします。

年　　月　　日

（申請者）
業者番号

住　　所

企業名称

代表者名

茨城県土浦土木事務所長　殿

上記について承諾します。
（　　）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

茨城県土浦土木事務所長

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約を　希望する。
　　希望しない。

（※希望する方に、〇を付けてください。なお。希望する場合は、以下も記入してください。）

茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者　役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

令和　　年　　月　　日

住　所
法人名
代表取締役氏名
（個人の場合は、氏名）

【重要】電子契約における留意事項

(1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約締結権限のある方が自署してください。

(2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。

(3)フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス）で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo.co.jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.co.jp、@live.jp
AOL メール	@aol.jp